

2026年 8 月

受益者の皆さまへ

あおぞら投信株式会社

「あおぞら・新グローバル・コア・ファンド（限定追加型）2022-Ⅱ（愛称：十年十色06）」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております標記の証券投資信託につきまして、下記のとおり信託終了（繰上償還）を行うことを予定しておりますのでお知らせいたします。

敬具

記

① 対象となる証券投資信託の名称：

「あおぞら・新グローバル・コア・ファンド（限定追加型）2022-Ⅱ（愛称：十年十色06）」

② 信託終了（繰上償還）の理由：

本ファンドは、基準価額が一定水準（13,000円）に到達したのち、運用方針に基づき低リスク運用に切り替え運用を行っていましたが、純資産総額の減少により、受益権の総口数が投資信託約款の信託終了（繰上償還）に関する規定である10億口を下回る状態となり、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に従い、信託終了（繰上償還）するものです。

③ 信託終了（繰上償還）予定日：2026年10月20日

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、受益者の皆さまによる書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、信託終了（繰上償還）に賛成いただける場合には、議決権行使書面のご返送は不要です。

ただし、信託期間中にすべての受益者より解約の申し出があった場合は、書面決議によらず、速やかに信託終了（繰上償還）の手続きを行うこととします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

① 受益者の確定（基準日）	2026年8月21日
② 書面による議決権の行使期限	2026年9月25日
③ 書面による決議の日 （信託終了（繰上償還）の可否決定日）	2026年9月28日
④ 信託終了（繰上償還）予定日	2026年10月20日

本書面による議決権の行使については、2026年8月21日時点の受益者の方を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2026年10月20日をもって本ファンドを信託終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆さまにお支払いいたします。**また、解約のお申込みは、2026年10月16日*まで通常通り受け付けます。**

*販売会社によりお取扱いが異なる場合がありますので、お取引先販売会社にお問い合わせください。

上記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行わず、本ファンドの運用を継続いたします。その場合は、書面決議の日以降、速やかに受益者の皆さまにその旨をお知らせいたします。

2. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入のうえ、下記宛てにご送付ください。**2026年9月25日弊社到着分までを有効とさせていただきます。**

なお、本決議において議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

信託終了（繰上償還）に賛成いただく場合には、書面のご返送等は不要です。

【送付先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-1-1

あおぞら投信株式会社

「クライアントサービス部 議決権行使書面受付窓口」宛て

【ご注意事項】

- 同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出いただいた場合は、賛成するものとさせていただきます。
- 本件に関して弊社が取得した個人情報、信託終了（繰上償還）の事務を適切に行うために必要な範囲でのみ利用いたします。弊社はその個人情報を必要な範囲内で取扱い販売会社と共有いたします。
- 信託終了（繰上償還）が決定した場合において、本ファンド投資信託約款第46条に基づき、信託の終了に反対した受益者による受益権買取請求の適用はございません。信託終了（繰上償還）前に換金を希望される場合は、2026年10月16日*まで取扱い販売会社において解約のお申込みを受け付けます。

*販売会社によりお取扱いが異なる場合がありますので、お取引先販売会社にお問い合わせください。

以上

本状に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

あおぞら投信株式会社

「信託終了（繰上償還）についてのお問い合わせ窓口」 電話番号：050-3199-6343

2026年8月21日～2026年9月25日 平日午前9時～午後5時（祝祭日を除く）

信託終了（繰上償還）補足説明資料Q & A

【該当ファンド】

「あおぞら・新グローバル・コア・ファンド（限定追加型）2022-II（愛称：十年十色06）」

1. この手紙「信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ」は何ですか？

本ファンドの運用を終了し、お預かりしている運用資産を受益者の皆さまにお返しする予定であることをお知らせするものです。「投資信託及び投資法人に関する法律」により、信託終了（繰上償還）を行う場合には、受益者の皆さまに対して書面による通知と、必要な書面決議の手続きを行うことが義務付けられております。

2. なぜ信託終了（繰上償還）を行うのですか？

本ファンドは、基準価額が一定水準（13,000円）に到達したのち、運用方針に基づき低リスク運用に切り替え運用を行っておりましたが、純資産総額の減少により、ファンドの受益権の総口数が投資信託約款の信託終了（繰上償還）に関する規定である10億口を下回る状態となっています。このような状況では、効率的な運用および商品性の維持が困難となることが懸念されるため、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆さまにとって有利であると判断しました。

3. このお知らせに対して何か行動を起こす必要はありますか？

この信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い書面決議を行い、その決議をもって実施する予定です。本ファンドの信託終了（繰上償還）について、ご同意いただける場合は、特にお手続きをいただく必要はございません。本ファンドの信託終了（繰上償還）について反対される場合には、書類に同封されている「議決権行使書面」に反対のご意向等の必要事項をご記入のうえ、あおぞら投信株式会社までご送付ください。送付先等の詳細については、「信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ」をご覧ください。

4. 書面決議とはどのようなものですか？

書面決議では、議決権を行使することができる受益者（2026年8月21日現在の受益者の皆さま）の議決権口数（2026年8月21日現在の受益者の皆さまの口数合計）の3分の2以上の賛成をもって可決されます。上記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。その場合は、本ファンドの信託契約を継続し、運用を続けます。なお、本決議におきまして議決権行使書面をご返送いただかない場合は、議決権を行使されないものとみなし、賛成するものとさせていただきます。

5. 償還金はいつもらえるのですか？

書面決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、償還金は信託終了日（2026年10月20日）の翌営業日以降、販売会社を通じて受益者の皆さまにお支払いいたします。具体的な支払い日は販売会社により異なりますので、各販売会社にお問い合わせください。

6. 換金申込の最終日はいつですか？

書面決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、ご換金のお申込みの最終受付日は2026年10月16日*となります。なお、その際の換金価額は2026年10月19日の基準価額となります。

*販売会社によりお取扱いが異なる場合がありますので、お取引先販売会社にお問い合わせください。

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

追加型証券投資信託「あおぞら・新グローバル・コア・ファンド（限定追加型）2022-II（愛称：十年十色06）」（以下「本ファンド」といいます。）は、基準価額が一定水準（13,000円）に到達したのち、運用方針に基づき低リスク運用に切り替え運用を行っていましたが、純資産総額の減少により、受益権の総口数が投資信託約款の信託終了（繰上償還）に関する規定である10億口を下回る状態となり、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に従い信託終了（繰上償還）するものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2026年10月20日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

当該書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には、信託終了（繰上償還）を中止します。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

5. 財務状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する資産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 直前に作成された財務状況開示資料等の内容

添付の貸借対照表および損益計算書をご高覧ください。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

2026 年 6 月 30 日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	15,476,354
投資証券	420,532,042
未収入金	12,092,000
未収利息	360
流動資産合計	448,100,756
資産合計	448,100,756
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,569,732
未払受託者報酬	25,680
未払委託者報酬	590,652
その他未払費用	79,226
流動負債合計	8,265,290
負債合計	8,265,290
純資産の部	
元本等	
元本	338,569,669
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	101,265,797
(分配準備積立金)	86,701,264
元本等合計	439,835,466
純資産合計	439,835,466
負債純資産合計	448,100,756

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 令和 7 年 10 月 21 日 至 令和 8 年 6 月 30 日
営業収益	
受取配当金	23,965,587
受取利息	330,357
有価証券売買等損益	54,041,611
営業収益合計	78,337,555
営業費用	
受託者報酬	205,578
委託者報酬	5,577,323
その他費用	481,462
営業費用合計	6,264,363
営業利益又は営業損失（△）	72,073,192
経常利益又は経常損失（△）	72,073,192
当期純利益又は当期純損失（△）	72,073,192
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	58,756,561
期首剰余金又は期首欠損金（△）	611,433,380
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	523,484,214
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	523,484,214
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	101,265,797